

お客様各位

一般財団法人なら建築住宅センター  
理事長 伊伏堅太郎

### 法改正に伴う手数料改定について

平素より当センターをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日の改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行に伴い、施行日前後には、審査や交付手続き等が大変混雑することが予想され、皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解お願い申し上げます。

さて、法改正の施行に伴い建築確認検査業務及び省エネ適合性判定業務の内容が大幅に変化、増加することから、本年 4 月 1 日以後に申請書を受理したものから、確認検査手数料については別紙 1～3 のとおり、また建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料については別紙 4～6 のとおり改定させていただきます。

併せて、上記手数料改定とは別に業務内容の実情を踏まえて、確認検査手数料においては、新たに①～⑦の項目について、また建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料においては、新たに⑧の項目について、それぞれの業務に見合った手数料の加算等をさせていただきます。

- ① 構造上の棟数が 2 以上の建築物については、それぞれの棟ごとの床面積に係る構造審査(構造仕様規定、構造計算、構造計算ルート 2、構造計算ルート 3・限界耐力計算整合性審査、建築設備(昇降機構造計算)手数料を加算します。
- ② 電子申請の消防同意における紙面出力を行う場合は手数料を加算します(ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、その業務量等が比較的少ないことから加算手数料をいただきません)。
- ③ 確認済証交付後の軽微変更に係る手数料を新たに設けます(ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、上記②同様に当該手数料をいただきません)。
- ④ 用途変更、移転、増築及び大規模の修繕・模様替の場合の手数料算出の床面積は、当該用途変更等に係る部分の床面積に改めます(従前は当該部分の床面積の 1/2 としていました)。ただし、当該用途変更、増築等以外の部分へ審査がおよぶ場合の手数料算出の床面積は、当該審査がおよぶ部分も合わせた床面積とします。
- ⑤ 安定的な検査を実施するため、中間及び完了検査日の変更のうち、検査予定日の 2 営業日前の午後以後に変更(又はキャンセル)が行われる場合又は再検査を実施する場合は、原則として手数料を加算します(ただし、申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算はいたしません)。
- ⑥ 法改正等に伴って、中間又は完了検査時に構造関係規定等及び省エネ仕様基準への適合確認ができる図書を添付される場合の審査手数料は、当該構造関係規定等に係る加算手数料と同額とします。
- ⑦ 完了検査において、当センターで建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、完了検査手数料の 20% を減額します(ただし、法改正後の法 6 条 1 項 3 号を除きます)。
- ⑧ 住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料は、それぞれの用途により算出した手数料を合計した額とします。

ただし、法改正に関係する建築物で、本年 3 月 31 日以前に着工されたものについては、施行日以後の計画変更に係る確認申請や検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。

また、法改正に関係しない建築物で、本年 3 月 31 日までに確認の事前審査願書を受理したものについては、その確認申請(計画変更を含む)及び検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。

上記記載内容等で不明な点等があれば、建築確認検査業務については確認審査課(本店: 中井又は梶岡 0742-27-8601、支店: 濱本 0745-21-5721)、省エネ適合性判定業務については業務課(西川 0742-27-6555)までお問い合わせください。

今後ともサービスの充実を図り、お客様の利便性向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 建築物の確認・中間・完了手数料

別表(1)の1 奈良県版

単位：円(非課税)

床面積の合計	中間検査手数料（注7）		完了検査手数料（注7）					
	法6条1項3号 又は型式認証	左記以外	法6条1項3号		型式認証（注9）		左記以外（注9）	
			（センターで）中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	（センターで）中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	（センターで）中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物
100㎡以内	18,000	32,000	16,000	17,000	21,000	22,000	29,000	31,000
100㎡超～200㎡以内	24,000	41,000	22,000	23,000	29,000	30,000	37,000	39,000
200㎡超～300㎡以内	38,000	57,000	—	—	52,000	53,000	64,000	66,000
300㎡超～500㎡以内			—	—				
500㎡超～1,000㎡以内	62,000	—	—	—	86,000	87,000	99,000	101,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	87,000	—	—	—	116,000	122,000	125,000	131,000
2,000㎡超～3,000㎡以内	155,000	—	—	—	167,000	181,000	217,000	235,000
3,000㎡超～5,000㎡以内			—	—				
5,000㎡超～7,000㎡以内	213,000	—	—	—	—	—	306,000	333,000
7,000㎡超～10,000㎡以内			—	—				
10,000㎡超～20,000㎡以内	341,000	—	—	—	—	—	499,000	528,000
20,000㎡超～30,000㎡以内			—	—	—			
30,000㎡超～50,000㎡以内			—	—				
50,000㎡超～100,000㎡以内	711,000	—	—	—	—	—	1,027,000	1,054,000
100,000㎡超			—	—	—			

別表(1)の2 大阪府・京都府・和歌山県版

単位：円(非課税)

床面積の合計	中間検査手数料（注7）		完了検査手数料（注7）					
	法6条1項3号 又は型式認証	左記以外	法6条1項3号		型式認証（注9）		左記以外（注9）	
			（センターで）中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	（センターで）中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	（センターで）中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物
100㎡以内	23,000	39,000	18,000	20,000	23,000	26,000	32,000	36,000
100㎡超～200㎡以内	26,000	44,000	22,000	23,000	29,000	30,000	37,000	39,000
200㎡超～300㎡以内	39,000	59,000	—	—	52,000	75,000	64,000	93,000
300㎡超～500㎡以内			—	—				
500㎡超～1,000㎡以内	62,000	—	—	—	86,000	122,000	99,000	141,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	90,000	—	—	—	116,000	161,000	125,000	174,000

# 確認検査手数料表

別紙3

- (注1) 構造上の棟数が2以上の建築物については、それぞれの棟ごとの床面積に係る構造審査(構造仕様規定、構造計算、構造計算ルート2、構造計算ルート3・限界耐力計算整合性審査、建築設備(昇降機)構造計算)手数料を加算します。
- (注2) 電子申請の消防同意における紙面出力をセンターが行う場合は手数料を加算します。(ただし、一戸建ての住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、当該加算手数料をいただきません。)
- (注3) 確認済証交付後の軽微変更に係る手数料を設けます。当該手数料は、軽微な変更届又は軽微な変更説明書(中間検査時または完了検査時に検査員から提出を求められた場合に提出するもの)1件ごとの手数料です。(ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物については、当該手数料をいただきません。)
- (注4) 用途変更、移転、増築及び大規模の修繕・模様替の場合の手数料算出の床面積は、当該用途変更、増築等に係る部分の床面積とします。ただし、当該用途変更、増築等以外の部分へ審査が及ぶ場合の手数料算出の床面積は、当該審査が及ぶ部分も合わせた床面積とします。
- (注5) 計画変更の場合の手数料算出の床面積は、当該計画変更に係る部分(軽微変更も併せて申請する場合は当該軽微変更に係る部分も含む。)の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とします。
- (注6) 中間検査における手数料算出の床面積の合計は、構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。また、工区分け等により段階的に中間検査を受けようとする場合の手数料算出の床面積の合計は、当該工区分けをした部分の構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。
- (注7) 検査に係る事務処理も含めた安定的な検査を実施するため、中間及び完了検査日の変更のうち、検査予定日の2営業日前の午後以後の変更(又はキャンセル)は、5,000円を原則として加算します。また、検査当日の検査日の変更(又はキャンセル)及び立会者不在等により再検査を実施する場合は、当該検査手数料の50%又は20,000円の低い方の金額を原則として加算します(検査予約及び検査申請前に必ず工事の進捗状況の確認をお願いします。また立会者不在等による再検査が生じないようお願いします。)。ただし、自然災害等による検査日の変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算はいたしません。
- (注8) 法改正に伴う経過的な措置(法改正の施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工した建築物の経過措置)や特定行政庁の規則等により、中間又は完了検査時に構造関係規定等及び省エネ仕様基準への適合確認ができる図書を添付される場合の審査手数料は、当該構造関係規定等に係る加算手数料と同額とします。
- (注9) 完了検査手数料において、当センターで建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、当該手数料の20%を減額します。(次の①の3に再掲)

## ①手数料の減額

- 1 適合証明との同時申請の場合は、確認手数料より1,000円減額します。
- 2 確認申請及び中間・完了検査の件数が4件以上(同一用途・構造・規模・場所・検査の実施日等)の同時申請の場合は、4件目から1,000円減額します。
- 3 完了検査と建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、20%減額します(千円未満は切捨て)。ただし、法改正後の法6条1項3号は除きます。
- 4 中間・完了検査と、瑕疵担保保険(中間検査時のみ)、適合証明、建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、各検査毎に1,000円減額します。(建設住宅性能評価の場合は、上記3の減額後さらに1,000円減額する。)
- 5 平成28年4月以降に造成工事が完成した一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請20件以上を提出される場合は、完了検査手数料より1,000円減額します。
- 6 奈良県以外の区域の一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請50件以上を提出される場合の確認申請手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料は、別表(1)の1の額とする。なお、当該規定の適用を受けたものは、上記5の規定を適用しません。

## ②遠隔地の手数料の割増額(中間・完了検査毎になります。)

下記の村区域別の額を検査手数料に加算します。

単位：円(非課税)

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合	10,000
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合	17,000

## ③その他

- 1 確認済証の交付が当センター以外でなされた場合で、中間・完了検査を当センターで希望されますと、確認手数料相当額を加算します。なお、当該加算する手数料は中間・完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収します。
- 2 追加説明書の審査手数料は、計画変更の手数料と同額とします。

## 経過措置

令和7年3月31日以前(改正法施行前)に着工されたものについては、施行日(令和7年4月1日)以降の計画変更に係る確認申請や検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。また、4号特例の縮小又は省エネ基準適合義務化の拡大の対象にならない建築物は、令和7年3月31日までに確認の事前審査願書を受理したものについて、その確認申請(計画変更含む)及び検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。

## 支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

令和7年4月1日施行

表1 住宅

単位：円(消費税含む)

	申請分類	区分	判定手数料	
一戸建住宅 (併用住宅を 含む)	単独申請	200㎡以内	30,000	
		200㎡超	36,000	
	併願申請 ※1		9,000	
長屋	単独申請	2～10住戸	36,000	+4,300×(M-2)
		11～25住戸	55,000	+2,100×(M-2)
		26～50住戸	89,000	+1,000×(M-2)
		51住戸以上	134,000	+1,000×(M-2)
	併願申請 ※1		9,000	+2100×(M-2)
共同住宅	単独申請	2～10住戸	111,000	+4,300×(M-2)
		11～25住戸	145,000	+2,100×(M-2)
		26～50住戸	223,000	+1,000×(M-2)
		51住戸以上	335,000	+1,000×(M-2)
	併願申請 ※1		44,000	+2,100×(M-2)

Mは全戸数を示す。

※1 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)申請と併せ設計住宅性能評価等の申請をしている場合をいう。(センターが既に設計住宅評価書等を交付している物件で、その評価書等の内容により適合性判定申請の内容が省エネ性能基準に適合することをセンターが確認でき、かつ、その計算結果に変更が無い場合を含む。)

また、設計住宅性能評価等とは、設計住宅性能評価、フラット35、長期使用構造等の確認、低炭素住宅計画の技術的審査、BELS評価等をいう。

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

令和7年4月1日施行

表2 非住宅

単位：円(消費税含む)

評価方法	面積	用途	
		工場等※1	工場等以外※2
モデル建物法	300㎡未満	48,000	72,000
	300㎡以上 ~ 1,000㎡未満	60,000	83,000
	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	84,000	131,000
	2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	94,000	223,000
	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	108,000	257,000
	10,000㎡以上 ~ 25,000㎡未満	132,000	335,000
	25,000㎡以上 ~ 50,000㎡未満	168,000	409,000
	50,000㎡以上 ~	別途見積	別途見積
標準入力法	300㎡未満	108,000	144,000
	300㎡以上 ~ 1,000㎡未満	131,000	164,000
	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	178,000	313,000
	2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	240,000	424,000
	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	326,000	580,000
	10,000㎡以上 ~ 25,000㎡未満	372,000	692,000
	25,000㎡以上 ~ 50,000㎡未満	446,000	814,000
	50,000㎡以上 ~	別途見積	別途見積

※1 工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するもの。

※2 工場等以外とは、上記工場等の用途以外をいう。

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料注意書き

## 注意書き

## (1) 住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料

住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料は、前記の表1又は表2によりそれぞれの用途に応じて算定した手数料を合計した額とします。

## (2) 上記(1)のうち非住宅部分の用途が複数混在する建築物の手数料(非住宅の手数料に適用する注意書)

非住宅部分の用途が複数混在する建築物の手数料は、前記の表2により、各用途毎の床面積に応じて算定した手数料を合計した額、又は非住宅部分の総床面積に応じて(用途が工場等以外の場合の欄を採用して)算定した手数料に1.5を乗じた額のうち低い額とします。

## (3) 増改築する場合の手数料

建築物を増改築の場合の手数料は、前記の表1又は表2により増改築に係る部分について算定した額とします。

## (4) 計画変更等の手数料

① 建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)を受けた後、計画変更をする場合(軽微な変更該当する場合を除く)の手数料は、前記の表1又は表2の手数料の2分の1とする。ただし、直近の適合性判定を他機関で受けた場合の手数料は前記の表1又は表2の手数料と同じとします。

② 適合性判定を受けた後、軽微な変更をする場合の手数料は、下記のA又はBに該当する場合は無料、またCに該当する場合は前記の表1又は表2の手数料の2分の1とします。

## 記

- A 「省エネ性能が向上する変更」
- B 「一定範囲内で省エネ性能が低下する変更」
- C 「再計算により基準適合が明らかな変更」

## (5) 確認申請と併願の場合の手数料

適合性判定に係る建築物の確認申請を併せて当センターに提出される場合の手数料は、前記の表1又は表2の手数料に0.9を乗じた額とします。ただし、0.9を乗じた額の1,000円未満は切捨てます。

## (6) 再交付の手数料

適合性判定書の再交付は、1通2,000円とします。

## (7) 手数料の減額

理事長が別途必要と認める場合、前記の表1又は表2の手数料を減額することができます。